

**計算書類に対する注記（法人全体用）**

平成29年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

**1. 継続事業の前提に関する注記**

該当する事項はない。

**2. 重要な会計方針**

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法により減価償却を実施している。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
残存価額をゼロとし、定額法により減価償却を実施している。
  - ③リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとして定額法により減価償却を実施している。
- (2) 有価証券の評価損及び評価方法  
満期保有目的の債券  
移動平均法による原価法を実施している。
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
  - ②賞与引当金  
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当年度の負担に属する額を計上している。

**3. 重要な会計方針の変更**

賞与引当金  
当年度より職員の賞与支給に備えるため、賞与引当金を計上している。当該会計方針の変更によりサービス活動増減差額、経常増減差額、当期活動増減差額がそれぞれ10,399,142円減少している。

**4. 法人で採用する退職給付制度**

職員の退職給付に備えるため、当法人の「職員の退職手当に関する規定」に基づく退職金制度を採用している。

**5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分**

- 当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の財務諸表（第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
  - (2) 事業区分別内訳表（第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）省略
  - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
  - (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容  
社会福祉事業区分
    - ①一般会計拠点
      - ・法人運営事業・福祉有償運送事業・心配ごと相談事業・善意銀行事業・共同募金配分金事業
      - ・地域貢献事業・歳末たすけあい配分金事業・団体助成事業・団体事務局事業
      - ・地区福祉委員会活動推進事業・小地域ネットワーク活動推進事業・資金貸付事業
      - ・生活困窮者自立促進事業・生活支援等の体制整備事業・CSW配置事業
      - ・福祉サービス利用援助事業・法人後見事業・市民後見推進事業・地域包括支援事業
      - ・ボランティア活動推進事業・ファミリーサポートセンター事業
    - ②社会館管理運営拠点
      - ・福祉社会館管理運営事業

**6. 基本財産の増減の内容及び金額**

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

**7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し**

該当する事項はない。

**8. 担保に供している資産**

該当する事項はない。

**9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	17,148,733	8,544,842	8,603,891
器具及び備品	2,493,164	1,821,125	672,039
ソフトウェア	346,500	346,500	0
合計	19,988,397	10,712,467	9,275,930

計算書類に対する注記（法人全体用）

平成29年 3月31日現在

別紙 1

法人名：社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,317,184	0	11,317,184
合 計	11,317,184	0	11,317,184

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

12. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

14. 重要な後発事象

該当する事項はない。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。